

別表

	違反事由	処分量定			
		解雇	停職	減給	戒告
1. 一般勤務関係					
①欠勤	ア 正当な理由無く10日以内の間勤務を欠いたこと			○	○
	イ 正当な理由無く11日以上20日以内の間勤務を欠いたこと		○	○	
	ウ 正当な理由無く21日以上の間勤務を欠いたこと	○	○		
②遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いたこと				○
③休暇の虚偽申請	病欠休暇又は特別休暇について虚偽の申請をしたこと			○	○
④勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の「運営」に支障を生じさせたこと			○	○
⑤職場内秩序びん乱	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱したこと		○	○	
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱したこと			○	○
⑥虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行うこと			○	○
⑦セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたこと	○	○		
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返したこと			○	○
	ウ 上記イの場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手の心的ストレスの重複による精神疾患に罹患したとき	○	○		
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を			○	○
2. 研究不正行為関係					
①捏造	存在しないデータ、研究結果等を作成したこと	○	○		
②改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したこと	○	○		
③盗用	他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用したこと	○	○	○	○
3. 情報取扱い関係					
①秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせたこと	○	○		
②入札談合等に関する行為	他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為をおこなったこと	○	○		
③個人の秘密情報の目的外収集	その職権を乱用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したこと			○	○
④重要度の高い情報資産の持ち出し等	ア 重要度の高い情報資産を過失により紛失したこと			○	○
	イ 重要度の高い情報資産を必要な手続きを故意に行わず、部外者に引渡した			○	○
	ウ 重要度の高い情報資産を故意に部外者に売却したこと	○	○		
⑤コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせたこと			○	○
4. 金品等取扱い関係					
①横領	研究所の金品を横領したこと	○			
②窃取	研究所の金品を窃取したこと	○			
③詐取	人を欺いて研究所の金品を交付させたこと	○			
④紛失	研究所の金品を紛失したこと				○
⑤盗難	重大な過失により研究所の金品の盗難にあったこと				○
⑥物品損壊	故意に職場において物品を損壊したこと			○	○
⑦失火	過失により職場において物品の出火を引き起こしたこと				○
⑧諸給与の違法支払、不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給したこと及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給したこと			○	○
⑨金品処理不適正	自己保管中の研究所の金銭の流用等金品の不適正な処理をしたこと			○	○
⑩コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせたこと			○	○
5. 業務外非行関係					
①放火	放火をしたこと	○			
②殺人	人を殺したこと	○			
③傷害	人の身体を傷害したこと		○	○	
④暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員等が人を傷害するに至らなかったとき			○	○
⑤器物損壊	故意に他人の物を損壊したこと			○	○
⑥横領	自己の占有する他人のもの(研究所の金品を除く。)を横領したこと	○	○		
⑦窃盗、強盗	ア 他人の財物を窃取したこと	○	○		
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取したこと	○	○		
⑧詐欺、恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させたこと	○	○		
⑨賭博	ア 賭博をしたこと			○	○
	イ 常習として賭博をしたこと		○		
⑩麻薬・覚醒剤等の所持又は使用	麻薬・覚醒剤等を所持又は使用したこと	○			
⑪酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しい粗野又は乱暴な言動をしたこと			○	○
⑫淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をしたこと	○	○		
⑬痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をしたこと	○		○	
6. 飲酒運転・交通事故、交通法規違反関係					
①飲酒運転	ア 酒酔い運転をしたこと	○	○		
	イ 酒酔い運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせたこと	○	○		
	ウ 上記イの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたこと	○	○		
	エ 酒気帯び運転をしたこと	○	○	○	
	オ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせたこと	○	○		
	カ 上記オの場合において措置義務違反をしたこと	○	○		
	キ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗したこと	○	○	○	○
②飲酒以外での交通事故(人身事故を伴うもの)	ア 人を死亡させ、又は重篤な重傷を負わせたこと	○	○	○	
	イ 上記アの場合において措置義務違反をしたこと	○	○		
	ウ 人に傷害を負わせたこと			○	○
	エ 上記ウの場合において措置義務違反をしたこと			○	○
③飲酒運転以外の交通法規違反	ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたこと			○	○
	イ 上記アの場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をしたこと			○	○

	違反事由	処分量定			
		解雇	停職	減給	戒告
7. 服務規程違反関係					
	ア 各種届出書等を提出しないこと(第4条第4項、第9条第2項、第11条第1項)				○
	イ 虚偽の事項を記載した各種届出書等を提出すること		○	○	○
	ウ 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること(第4条第1項第1号)	○	○	○	○
	エ 利害関係者から不動産の贈与を受けること(第4条第1項第1号)	○	○		
	オ 利害関係者から金銭の貸付を受けること(第4条第1項第2号)		○	○	○
	カ 利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で物品の貸付を受けること(第4条第1項第3号)		○	○	○
	キ 利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で不動産の貸付を受けること(第4条第1項第3号)				
	ク 利害関係者から又は利害関係者の負担により無償で役務の提供を受けること(第4条第1項第4号)	○	○	○	○
	ケ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること(第4条第1項第5号)		○	○	
	コ 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る)を受けること(第4条第1項第6号)		○	○	○
	サ 利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けること(第4条第1項第6号)		○	○	○
	シ 利害関係者から海外旅行の接待を受けること(第4条第1項第6号)		○	○	○
	ス 利害関係者から国内旅行の接待を受けること(第4条第1項第6号)		○	○	○
	セ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること(第4条第1項第7号)				○
	ソ 利害関係者と共に旅行(職務を除く)をすること(第4条第1項第8号)				○
	タ 利害関係者をして、第三者に前各事項の行為を行わせること(第4条第1項第9号)	○	○	○	○
	チ 兼職をしようとする場合の承認手続きを怠り兼職したこと(第4条第5項)		○	○	○
	ツ 常勤役員が任命権者の承認なしに、営利を目的とする団体の役員又は自ら営利事業に従事したこと(第4条第5項)	○	○	○	
	テ 一定期間継続的に、研究所以外の研究会に出席する場合の承認手続きを怠り、出席したこと(第4条第6項)		○	○	○
	ト 利害関係者に該当しない事業者等から社会通念を越えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること(第6条第1項)		○	○	○
	価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、その行為が行われた場に居合わせなかった事業者はその者の負担として支払わせること(第6条第2項)	○	○	○	
	ニ 研究所が直接支出する費用で作成される書籍等又は作成数の過半数を研究所で購入する書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること(第7条)	○	○	○	
	トを知らず、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること(8条1項)	○	○	○	
	ホ 上司に対する服務規程等違反行為の虚偽申述又は隠ぺいすること(8条2項)		○	○	○
	ノ 部下の服務規程等違反を黙認すること(8条3項)		○	○	
	ハ 利害関係者からの依頼による講演等に対する報酬を受けること(9条1項)		○	○	○
8. 監督責任					
①指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたこと			○	○
②非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認したこと		○	○	